

報道発表資料の配付日時 6月20日(火) 10時00分

発表項目 (行事名)	令和5年度環境月間(6月)における、産業廃棄物収集運搬車両を対象とした路上検問(街頭指導)について		
記者レクチャー のお知らせ	(実施日時)	発表者	
		発表場所	
概要	<p>道では、6月の環境月間に合わせ、廃棄物の不法投棄や不適正処理の未然防止に向け、監視活動の強化に取り組んでおり、この度、当振興局におきましても、産業廃棄物収集運搬車両を対象とした路上検問(街頭指導)を次のとおり実施しますので、お知らせします。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1 日時 令和5年(2023年)6月22日(木) 10:00~11:00 ※小雨決行。雨天の場合は中止。</p> <p>2 実施場所 水明郷パーキング(千歳市水明郷)</p> <p>3 実施機関 石狩振興局、札幌方面千歳警察署、千歳市 (石狩地域廃棄物不法処理対策戦略会議の構成機関の一部)</p> <p>4 内容 別添実施要領のとおり</p>		
参考	<ul style="list-style-type: none"> 今回の路上検問は、廃棄物の不適正処理等の防止を目的として設置した、石狩地域廃棄物不法処理対策戦略会議(管内市町村、管内警察署、小樽海上保安本部等の計25機関で構成。事務局:石狩振興局保健環境部環境生活課)による取組の一環として実施するものです。 環境月間(6月)…我が国では、環境庁の主唱により、平成3年度から6月の一ヶ月間を「環境月間」(昭和48年度~平成2年度までは、6月5日(環境の日)を初日とする「環境週間」)とし、全国で様々な行事が行われています。(環境省のHPを参考。) 		
報道(取材)に当たってのお願い	<p>1 路上検問は、取組の効果を高めるため、抜打ちで行いますので、終了(6月22日(木)11時)まで、日時や場所の報道は控えてくださるようお願いいたします。</p> <p>2 廃棄物の不適正処理の未然防止について、広く知っていただきたいので、当日の取材や事後の報道について、よろしくお願い致します。</p>		
他のクラブとの関係	同時配付 同時レク	(場所)	
担当 (連絡先)	<p>石狩振興局保健環境部環境生活課(担当者:主幹 田中 裕人)</p> <p>TEL 011-204-5823 内線 34-352</p> <p>公用スマホ 011-585-6014 内線 52-360</p>		

令和5年度（2023年度）環境月間（6月）石狩地域路上検問実施要領

石狩地域廃棄物不法処理対策戦略会議事務局
（石狩振興局保健環境部環境生活課）

1 目的

産業廃棄物の収集運搬業務について、監視・指導・啓発を行うことにより、廃棄物の不法投棄や不適正処理を未然に防止し、生活環境の保全と廃棄物の適正処理の推進を図るため、警察及び行政機関が一体となり産業廃棄物の収集運搬車両に対し路上検問を実施する。

2 実施主体

石狩地域廃棄物不法処理対策戦略会議（石狩振興局、札幌方面千歳警察署、千歳市）

3 実施日時及び場所

（1）実施日時：令和5年（2023年）6月22日（木） 10：00～11：00

※小雨決行。雨天の場合は中止。

（2）実施場所：水明郷パーキング（千歳市水明郷）

4 実施方法

（1）検問対象

検問対象は、産業廃棄物（主にながれき類、ガラスくず及び陶磁器くず、木くず等とする。）及び一般廃棄物の積載車両とする。

（2）検問方法

警察官が検問対象車両を停止させ、廃棄物行政担当者が積載内容等産業廃棄物の運搬に関する事項について調査、指導を行うとともに、資材を配布し、産業廃棄物の適正処理について啓発する。

なお、調査指導中に法令違反案件が把握された場合は、後日、指導や処分等を行う。

（3）調査指導事項

ア 車両番号、運転者の氏名、積載内容

イ 委託契約書、マニフェストの有無及び内容確認

ウ 許可証（写）の有無（運搬業者名、収集運搬業の許可の有無、許可の内容）

エ 産業廃棄物運搬車の表示確認

5 実施状況の報告

石狩振興局は、路上検問の実施状況について、検問終了後、道環境生活部に報告する。

6 事後処理

（1）法令違反の指導及び処分

監視指導の実施後、路上検問の結果を実施機関相互で確認し、不法投棄、無許可営業、処理基準違反等の法令違反が把握された場合は、関係機関で協議し適正な処理の指導又は処分を行う。

（2）事後処理状況等の報告

石狩振興局は、上記（1）による指導又は処分の結果を取りまとめ、速やかに道環境生活部に報告する。

7 その他

各報道機関等に対する情報提供については、石狩振興局が行うものとする。